

提携コンビニ ATM 手数料の全国共通無料時間帯の廃止に伴う改正 利息制限法への影響について

2021 年 10 月 1 日

JA バンク（JA・信農連・農林中央金庫）

平素は JA バンクをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

JA バンクでは、提携コンビニ ATM（株式会社イーネット・株式会社セブン銀行・株式会社ローソン銀行 ※五十音順）手数料につきまして、2021 年 10 月 1 日より JA ごとに手数料水準の設定を行うことといたしました。

上記に伴い、2010 年 6 月 18 日施行の改正利息制限法※1 により、JA バンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、JA バンクおよび個別提携金融機関以外の CD・ATM をご利用の際に、金額・時間帯によって一部お取引いただけない場合がございます。

これは、「総合口座貸越取引」「カードローン取引」においてお客様にご負担いただく CD・ATM 利用手数料が利息と見なされ、法定利率を上回る利息をお客様からいただく恐れがあることから、お取引を一部制限させていただいているものです。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※1 利息制限法施行令第 2 条（2007 年 11 月公布）により、CD・ATM を利用したお借入れまたはご返済の際にお客様にご負担いただく CD・ATM 利用手数料（消費税込）について、「お借入れまたはご

返済金額が1万円以下：110円超、同1万円超：220円超」の場合、利息と見なすことが定められた
ものです。

1 CD・ATMのご利用可否について

(1) 従来どおりご利用いただけるCD・ATM

- ・全国のJAバンクのCD・ATM
- ・個別提携金融機関（JF マリンバンク、三菱UFJ銀行）のCD・ATM
- ・その他個別提携金融機関※2のCD・ATM

(2) 一部お取引いただけない場合があるCD・ATM

- ・「全国のJAバンクおよび上記の個別提携金融機関」以外のCD・ATM

※2 その他個別提携金融機関のCD・ATMにつきましては、お取引JAにお問い合わせください。

2 お取引を一部制限させていただく場合について※3

(1) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の貸越・お借入れが発生する取引で、110円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

(2) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、110円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

(3) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円超の貸越・お借入れが発生する取引で、220円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

(4) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円超の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、220円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

※3 なお、貸越・お借入れが発生しない貯金の出金取引、貸越に対する充当（返済）とならない貯金
の入金取引は従来どおりご利用いただけます。

3 「JAバンクおよび個別提携金融機関」以外のキャッシュカード・ローンカードによりJAバンク
のCD・ATMをご利用されるお客様へ

・改正利息制限法の施行に伴う対応は、金融機関によって異なりますので、詳しくはお口座をお持ちの
金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以 上